令和 2 年 3 月 2 日 開会 令和 2 年 3 月 23 日 閉会 (定例第 2 回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第71号

令和2年第2回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月26日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和2年3月2日(月) 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森	本	貴	之	池	田	幸	恵
門	脇	輝	明	加	藤	紀	之
大	原	広	巳	大	杖	正	彦
米	本	隆	記	大	森	正	治
野	口	昌	作	近	藤	大	介
西	尾	寿	博	吉	原	美智恵	
岡	田		聰	野	П	俊	明
西	Щ	富三	三郎	杉	谷	洋	_

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1号)

令和2年3月2日(月曜日)

議事日程

令和2年3月2日 午前10時開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明について
- 日程第 5 議案第 5号 大山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 地方自治法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条 例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 大山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第 9 議案第 9号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 大山町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 大山町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程第12 議案第12号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 大山町漁港建設事業推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 大山町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第20 議案第20号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条

例について

	例について
日程第21 議案第21号	大山町交通安全指導員条例を廃止する条例について
日程第22 議案第22号	大山町小学校建設基金条例を廃止する条例について
日程第23 議案第23号	工事請負契約の締結について
	(こうれい上屋付多目的広場建設工事)
日程第24 議案第24号	大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第25 議案第25号	大山町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第26 議案第26号	町道路線の認定について(町道 坪田団地2号線)
日程第27 議案第27号	令和2年度 大山町一般会計予算
日程第28 議案第28号	令和2年度 大山町土地取得特別会計予算
日程第29 議案第29号	令和2年度 大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第30 議案第30号	令和2年度 大山町開拓専用水道特別会計予算
日程第31 議案第31号	令和2年度 大山町国民健康保険特別会計予算
日程第32 議案第32号	令和2年度 大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第33 議案第33号	令和2年度 大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第34 議案第34号	令和2年度 大山町介護保険特別会計予算
日程第35 議案第35号	令和2年度 大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36 議案第36号	令和2年度 大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第37 議案第37号	令和2年度 大山町風力発電事業特別会計予算
日程第38 議案第38号	令和2年度 大山町温泉事業特別会計予算
日程第39 議案第39号	令和2年度 大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第40 議案第40号	令和2年度 大山町索道事業特別会計予算
日程第41 議案第41号	令和2年度 大山町水道事業会計予算
日程第42 議案第42号	令和元年度 大山町一般会計補正予算 (第8号)
日程第43 議案第43号	令和元年度 大山町土地取得特別会計補正予算 (第1号)
日程第44 議案第44号	令和元年度 大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
	(第1号)
日程第45 議案第45号	令和元年度 大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第2号)
日程第46 議案第46号	令和元年度 大山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第47 議案第47号	令和元年度 大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
	(第2号)
日程第48 議案第48号	令和元年度 大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第49 議案第49号 令和元年度 大山町介護保険特別会計補正予算 (第5号)

日程第50 議案第50号 令和元年度 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) 日程第51 議案第51号 令和元年度 大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 日程第52 議案第52号 令和元年度 大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号) 日程第53 議案第53号 令和元年度 大山町索道事業特別会計補正予算(第1号) 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ 出席議員(16名) 森本貴之 恵 1番 2番 池田幸 門 之 3番 脇 輝 明 4番 加 藤 紀 E 大 正彦 5番 大 原 広 6番 杖 大 7番 米 本 隆 記 8番 森 正 治 野口昌作 藤大介 9番 沂 10番 11番 西尾寿博 12番 吉 原 美智恵 13番 岡田 聰 14番 野 口俊明 15番 西 山 富三郎 16番 杉谷洋一 欠席議員(なし) 欠員(なし) 事務局出席職員職氏名 局長 …………… 持 田隆昌 書記 …………… 生 田 貴 史 説明のため出席した者の職氏名 町長 ………竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷲 見 寛 幸 副町長 ………小 谷 章 藤 教育次長……… 佐 康隆 総務課長 ………山 岡 浩 義 幼児·学校教育課長 …… 森 田 典 子 財務課長……金田 茂之 社会教育課長 ……… 西 尾 秀 道 税務課長………二 宮 寿 博 企画課長 ………… 池 山 大 司 住民生活課長………永 見 明 観光課長 …………… 徳 永 貴

水道課長 ………… 竹 村 秀 明

福祉介護課長 …………進 野 美穂子

満

龍

建設課長 ………大 前

農林水産課長………井 上

____.

午前 10 時 00 分開会

○議長(杉谷 洋一君) みなさん、おはようございます。

○局長(持田 隆昌) 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席ください。

開会宣告

○議長(杉谷 洋一君) ただいまの出席議員は、16人です。

定足数に達していますので、令和2年第2回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に 配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますので、よろしくお願いいたします。

_____.

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、12 番 吉原 美智恵議員、13 番 岡田 聴議員を指名します。

_____.

日程第2 会期の決定について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3月23日までの 22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

____.

日程第3 諸般の報告について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第3、諸般の報告を行います

地方自治法第121条第1項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありまし

た。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第 1 号 長期継続契約締結の報告について計 2 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口 大紀町長。

〇町長(竹口 大紀君) おはようございます。本日からの3月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年3月定例議会における政務報告をさせていただきます。

まず、総務課関係の区長会の開催についてです。

1月12日に令和2年初区長会を開催いたしました。町内10ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定し、さらに区長会長に名和地区の黒住早苗さん、副会長に中山地区の松井一博さん、大山地区の前田賢二さん、をそれぞれ互選いただきました。

次に、福祉介護課関係の民生児童委員改選についてです。

3年に一度の民生児童委員改選期にあたり、令和元年 12 月から令和 4 年 11 月までの 任期で民生児童委員 59 名、主任児童委員 3 名の方が委嘱されました。

次に人権・同和問題小地域懇談会の実施についてです。

小地域懇談会は大山町に住むすべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して毎年行っています。今年度は、「権利を主張する人に対して、『ワガママ』という意見が少なくない社会で、権利とは何かを知る」をねらいとし実施しました。166 集落のうち150 集落で実施し、1,034 人の参加をいただいたところです。

次に、こども課関係の乳幼児健診情報等の電子データ化及び記録の還元についてです。 2月1日、一般社団法人健康・医療・教育情報評価機構と乳幼児健診及び学校健診の 健診情報の電子データ化等に関する業務について、委託契約を締結しました。

今後、1歳6か月、3歳児の健診情報の電子データ化を行うとともに、希望する保護者又は本人へ、学校健診を含む記録を還元することにより、将来にわたり自身の健康づくりや適切な医療機関への受診へつなげてまいりたいと存じます。

次に、地籍調査課関係の2年目工程を実施した地区の状況についてです。

平成30年度に現地調査を行い、今年度2年目工程を終了した、中山地区の殿河内・ 下市及び松河原の各一部と大山地区の宮内、坊領及び佐摩の各一部は委託業務が終了し、 県へ認証請求中です。

次に、建設課関係の社会資本整備総合交付金事業についてです。

町道坊領向原線については、仮設道路と旧橋の撤去工事が完了し、事業完了しました。 次に、町道橋梁定期点検については、今年度 37 橋の点検を完了しました。町道陣構木 料線(豊成橋)橋梁補修工事のための調査設計業務を完了しました。工事については J R西日本との協議により、令和 3 年度以降を予定しています。

次に、観光課関係のスキー場の状況についてです。

12月22日にスキー場開きを行いましたが、今年も雪の無い状況でのオープニングセレモニーとなりました。年末年始にかけて若干の積雪と人工降雪機を利用し、一部のコースで1月2日から5日まで営業を行いました。しかし、暖冬による雪不足の影響や南風による融雪により、営業を中止せざるを得ない状況が連日発生しました。昨年同時期の入込客数を比較すると、62パーセント減となっており、今後の状況を鑑みても、昨年より大幅な減少となる見込みです。

次に、観光関係の受賞についてです。

2月20日、中国地方において観光イメージの形成、観光振興への新しいアイディアの創出や人材の育成など、観光振興に功績が顕著な団体や個人を表彰する、中国運輸局主催の「中国地方観光振興アワード」において、大山の和傘灯りが高く評価され、大山夏祭り実行委員会が県内では初となる表彰を受けました。

また、山陰広告協会主催の山陰広告賞パンフレット部門において、大山観光局が発行 した「大山の四季」インバウンドガイドブックが金賞を受賞しました。

次に、社会教育課関係の成人式についてです。

本年度も1月3日に成人式を開催いたしました。対象者の86.9%にあたる139名の 新成人に出席をいただきました。

次に、人材育成交流事業についてです。

1月28日から1月31日までの3泊4日間、沖縄県嘉手納町から16名の児童と引率者が本町を訪れ、受入れ家庭でのホームステイ交流、中山小学校との学校交流などで交流を深めました。今年は雪不足でスキー体験はできませんでしたが、初めて見る雪の中、そり遊びなどで体験交流をしていただくことができました。

最後に生涯学習大会についてです。

2月2日に生涯学習大会を開催いたしました。今回のテーマは、スポーツインライフ ~生活の中にスポーツを!であり、大会を機に、これからスポーツ人口を増やす取組み を進めてまいります。

続きまして報告第1号 長期継続契約締結の報告について、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の詳細は、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これで、諸般の報告を終わります。

_____,

日程第4 施政方針の説明について

- ○議長(杉谷 洋一君) 日程第 4、施政方針の説明についてを議題にします。 令和 2 年度大山町の施政方針について説明を求めます。竹口 大紀町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** 町長就任から 3 年となり、来年度は(1 期目の)集大成の年度 となります。

町長就任にあたり町民の皆様にお約束した「住みやすさ向上」や「教育・子育て環境 の充実」などの実現のため力を尽くしてまいりました。

3 歳以上の保育料無償化、高校生の通学費助成など、国や県の制度が後から追いつくような一歩先行く施策を展開し、合併後初めて人口が社会増となるなど少しずつ実を結んできていると実感しております。

また、今年度は、第5次の行財政改革大綱をはじめ、総合計画実施計画、公共施設総合管理計画個別計画、第2期子ども子育て支援事業計画の策定や見直しなどにも取り組んでまいりました。

合併後 15 年を迎え、来年度からいよいよ普通交付税の合併算定替措置がなくなり、 会計年度任用職員制度が始まるなど、大きな転換点も迎えることとなりますが、大山町 が自立して発展していくよう引き続き努めてまいる所存であり、そのような方針をもっ て、令和 2 年度当初予算の編成に臨みました。

令和2年度は、就任以来、積極的に取り組んでまいりました人口減少対策をさらに進めるとともに、大山町に住んでよかったと思えるまちづくりを力強く前に進めてまいります。

移住定住を促進するため、移住定住関係の補助制度の見直しや、民間事業者による宅地造成の推進を図るとともに、新たにPFI事業などの公民連携に取り組んでいくための、最適な進め方の検討を行ってまいります。

大山町の基幹産業でもある農林水産業の後継者対策として、新規就農者や新規就業者 を増やしていく対策を進め、農林水産業の振興に努めてまいります。

中学生たちと大山町の未来を考える「こどもと楽しいまちプロジェクト」を引き続き進め、つながりの機会を増やし、誰もが暮らしやすい地域づくりをさらに発展させるとともに、地域の子供は地域で育てる環境づくりのため、子育て支援策を引き続き充実させてまいります。

国立公園大山を有する本町において、大山開山 1300 年祭で再認識された大山の自然、歴史、文化、食などの魅力を引き続き磨き上げ、大山町を訪れる国内外旅行客の満足度向上に努めてまいります。

併せて、スキー場エリアのグリーンシーズンの活用も含めた、アウトドア・アクティビティの推進に努めるとともに、大山圏域の自治体及び各団体との連携をさらに深め、 観光関連産業の発展に取り組んでまいります。

また、町内に数多く存在する貴重な文化財の保存、修理、調査を行いながら、公開・ 活用に取り組み、それらの価値の周知に努めてまいります。

また、ふるさと納税制度を交流人口の拡大にも活用し、町内外に広く周知し、普及促進を図り、寄付者の増加に取り組むため、ふるさと納税感謝会を大山町で開催する予定です。

持続可能なまちづくりと住みやすさ向上のため、地域コミュニティや産業の崩壊が進む中、これらの地域課題解決の一つとして、既存施設をリノベーションして創業する取り組みに支援を行います。

また、農業振興に大きな影響を与える有害鳥獣の駆除を更に強化しながら、農業者の 所得向上のために各事業を推進してまいります。

具体的には、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲活動及び捕獲奨励金の交付、侵入防止柵の 設置を進め、鳥獣被害の防止を図ります。

令和2年度には、新たに、農地の貸借に関する事務を農業委員会に集約し、農地の管理と担い手への集積の推進を図ってまいります。

水産関係では、御来屋漁港の浚渫工事、がんばる漁業者支援事業、漁業研修事業等に 取り組み、担い手の確保や水産振興の強化を図ってまいりたいと考えています。

経営管理が行われていない森林が増加している昨今、この現状に歯止めをかけるため 町が仲介役となり、所有者と民間事業者をつなぎ、林業の成長産業化と森林の適切な管 理を図ります。

令和2年度は、計画的に道路を維持管理していくため、新たに町道舗装修繕計画を策 定し、計画的な舗装修繕を行うとともに、引き続き橋梁点検を実施していきますが、直 営点検を実施することで、コスト縮減に努めます。

安全な道づくり街灯設置事業により、道路利用者が安心・安全に利用できるよう、引き続き、通学路を中心に街灯の増設を行ってまいります。

また、公共交通の利便性向上の一環として、JR 下市駅については、ホーム南側から乗降できるように整備してまいります。

持続可能なまちづくりのためには、安定した行財政運営が必要不可欠となるため、第 5 次行財政改革大綱に沿った行財政改革を推進するとともに、計画的な公共施設管理を 行うため、令和 2 年度は、稼働休止中の一般廃棄物焼却施設であります、中山清掃センターの解体撤去を行う一方で、国の交付金を活用して町財政の負担を減らしながら、中山中学校の校舎の大規模改修工事を進めてまいります。

順次、照明の LED 化を進めている公共施設では、令和2年度に大山農業者トレーニン

グセンターの LED 化工事など、施設整備にも取り組んでまいります。

開館から 20 年が経過した中山温泉は、今後も温泉事業を継続していくために、平成 9 年の温泉開発以来となる揚湯試験を実施するための計画策定に取り組みます。

安心・安全なまちづくりのため、地域力の向上による防災・教育・福祉の充実を引き 続き進めてまいりますが、防災・減災対策は欠かせません。

平成30年度の台風24号で浸水被害を受けた、下市駅前周辺の雨水対策を進めてまいります。

また、交通安全対策として、高齢者のブレーキ踏み間違い防止及びドライブレコーダー補助を進めてまいります。

令和2年度は「大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「大山町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の年です。

元気で明るく、誰もが安心して住みなれた町で暮らすことができるよう引き続き取り 組んでまいります。

あらゆる差別のないすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、人権セミナー、 人権・同和教育推進大会や小地域懇談会を引き続き実施し、人権教育・啓発を推進させ ていきたいと考えております。

町民の健康づくりでは、引き続き各種健診事業を実施し、新たに胃がん検診の際にピロリ菌検査を実施し、胃がんの早期発見と併せて発症リスクの低減を行い効果的な胃がん対策を推進します。

また、特定健診の未受診者に対し、人工知能を活用して個々の特性に合ったメッセージを用いて受診勧奨を行うとともに、次年度予約システムにより集団健診時に次年度の健診予約を受け付け経年的な受診勧奨を行い、健康増進を推進していきます。

子育て支援策として、インフルエンザ予防接種の費用助成を、高校生相当年齢までに 拡大するとともに、乳幼児健診及び学校健診結果の電子情報を、保護者や本人へ提供す る取り組みを始めます。

スマートフォン等で健診記録を閲覧、保存することで、将来にわたる自身の健康管理 につなげてまいりたいと存じます。

社会教育分野では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催年を機に、オリンピック聖火リレーや巡回ラジオ体操などの実施を通じて、スポーツ人口の拡大に図ってまいります。

公民館では、活動について地域自主組織との連携を深めるとともに、図書館では、家庭読書「家読」推進の一環として、図書購入増額により乳幼児や児童向け図書資料の充実に取り組みます。

さらに、読書履歴通帳を導入して、幅広い年代層の読書意欲の高揚に努めるなど、本 のあるまちづくりを推進してまいります。 情報発信においては、関係人口の増加に向けて「大山チャンネル」の Youtube 発信を 行うとともに、リニューアル後の町公式ウェブサイトにおいて、使いやすさの向上に引 き続き取り組み、必要な情報に素早くたどり着ける環境づくりを目指します。

引き続いて定期的に定例記者会見や、町民の皆さんとの意見交換を行い、町施策の情報公開と、町民満足度の高い政策展開を積極的に行ってまいります。

これから先、住民サービスの高度化・多様化、職員数の減少により、一人の職員が担う業務が増えることが予想されますので、AIやRPAの活用を図り、大山町の課題解決に向けて職員がその能力を十分に発揮し、職員一人一人がやりがいを感じ、創意工夫によって新たな課題に向き合えるような環境をつくるとともに、県内市町村で各システムの共同化を図るなどのコスト削減を追求しながら、情報セキュリティの強化を進めてまいります。

人口減少対策をさらに前に進め、誰もが地域に誇りをもって住み続けられるまちづく りに、令和2年度も引き続き取り組んでいく所存です。

議員のみなさん、町民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針の説明とさせていただきます。

○議長(杉谷 洋一君) これで町長の施政方針の説明を終わります。

日程第 5 議案第 5 号 ~ 日程第 26 議案第 26 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 5、議案第 5 号 大山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてから、日程第 26、議案第 26 号 町道路線の認定について (町道坪田団地 2 号線)まで、計 22 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

〇町長(竹口 大紀君) 議案第5号 大山町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制 定について、提案理由のご説明をいたします。

本町鳥獣被害対策実施隊は、有害鳥獣に対する緊急時の対応や、国事業に係るシカの 捕獲奨励金を支払うための捕獲確認等を行っておりますが、来年度より身分が会計年度 任用職員へ移行する事に伴い、新たに設置条例を制定するものであります。

なお、この条例の施行は令和2年4月1日としております。

次に、議案第6号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方自治法等の一部を改正する法律施行に伴い、根拠 法令の引用部分の変更、字句の整理などを行うものです。

対象条例は大山町監査委員条例ほか2条例です。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第7号 地方自治法施行規則の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、用語の修正及び根拠法令

の引用部分の変更など必要がある関係条例の一部を改正するものです。

対象条例は大山町職員の給与に関する条例ほか1条例です。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第8号 大山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用部分の変更などの改正を行うものであります。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

議案第9号 大山町課設置条例の一部を改正する条例については、土木及び建築専門職間の連携を図るため、公営住宅に関する事務を財務課から建設課に移管するものです。 なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

議案第 10 号 大山町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例については、 災害救助法第 4 条第 1 項第 6 号に定める応急修理の対象が一部損壊の世帯まで拡充され たことに伴い、一部損壊世帯に対する支援を見直し、大山町被災者住宅再建等支援条例 を改正しようとするものであります。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 11 号 大山町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について追加するものです。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 12 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の期末手当の額の算定に係る期間率について、現在の臨時職員等が施行日前に勤務していた期間を通算できるよう特例措置を附則で規定し、その期間率を 100 分の 100 とするものです。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 13 号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置の 対象業種について、情報技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業が追加され たことに伴い、第1条中の該当事業を削除、追加するものです。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 14 号 大山町漁港建設事業推進基金条例の一部を改正する条例につい

ては、現行の条例では漁港の整備しか活用できないことから、老朽化が進んでいる町内 漁港施設の維持管理を実施するにあたり、大山町漁港建設事業推進基金を、町内漁港施 設の機能強化・長寿命化にも活用できるよう、大山町漁港建設事業推進基金条例の一部 を改正するものであります。

なお、この条例の施行は令和2年4月1日としております。

次に、議案第 15 号 大山町隣保館条例の一部を改正する条例については、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、隣保館職員の給与について必要な字句の整理を行うものです。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 16 号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例については、平成 30 年 7 月の機構改革に合わせて、管理者名変更等を行うべきでありましたが、改正漏れとなっていたため、本条例の一部を改正するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。

次に、議案第 17 号 大山町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例については、現在、稼働を休止しております中山清掃センターを解体することに伴い、条例中の「大山町中山清掃センター」に関する規定を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。

次に、議案第 18 号 大山町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、上野福尾地区と国信末吉地区の農業集落排水処理施設を統廃合し、新たに上野末吉地区農業集落排水施設とすることに伴い、関係する条例の一部を改正するものです。なお、この条例の施行は、令和 2 年 4 月 1 日としております。

議案第 19 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、上野福尾地区と国信末吉地区の農業集落排水処理施設を統廃合し、新たに上野末吉地区農業集落排水施設とすることに伴い、分担金徴収区域の上野福尾地区と国信末吉地区を上野末吉地区と改正するものです。

なお、この条例の施行は令和2年4月1日としております。

次に、議案第 20 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する 条例については、水道法が一部改正され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度 が設けられたことに伴い、給水工事の施工者及び当該指定の更新に係る手数料を定め るものであります。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしております。

次に、議案第 21 号 大山町交通安全指導員条例を廃止する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴って、令和 2 年 4 月 1 日から適用される非常勤特別職の整理により、従来「非常勤特別職」として任命していた「交通

安全指導員」を地方公務員として処遇できなくなることから、本条例を廃止するものです。

なお、立場が変わっても、交通安全指導員の皆さんには、引続き町交通安全対策に務めていただく所存です。

なお、この条例の施行は、令和2年3月31日としております。

次に、議案第 22 号 大山町小学校建設基金条例を廃止する条例については、町立小学校の整備を図るため、旧名和町において設置されていた基金を平成 17 年 3 月の 3 町合併時に新町に引き継いでおりますが、合併後に名和小学校を建設後、基金を全く処分することなく現在に至っており、今後の公共施設の老朽化に伴う修繕又は除却の財源とするため、大山町小学校建設基金条例を廃止し、本基金に属していた現金等を大山町公共施設整備基金に組入れるものであります。

なお、この条例の施行は令和2年4月1日としております。

次に、議案第 23 号 工事請負契約の締結については、解体しました旧高麗体育館の跡地に上屋付の多目的広場を整備するものであり、この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

令和2年2月12日に6業者を指名し、競争入札を実施したところ、税込金額5,565万円で大山町御来屋156番地3有限会社小倉興産 代表取締役 小倉裕平が落札し、令和2年2月14日付で仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和2年7月20日までとしております。

次に、議案第 24 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更については、平成 30 年 3 月定例議会において可決いただいた大山町豊房辺地に係る総合整備計画の町道蔵岡 向原線道路改良事業について、新たに工事改良の必要な箇所が生じ

たため、事業費等の増額及び実施期間の延長を行うものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていること を申し添えます。

次に、議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更については、現行の大山町 過疎地域自立促進計画について、元号等の文言修正の他、ハード事業分として、町道 大山口T大塚線改良事業など全 12 事業、ソフト事業分として中山温泉揚湯試験計画策 定など全 3 事業を新たに計画に追加するものです。

各事業の内容につきましては、事業内容に記載のとおりであります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていること を申し添えます。

次に、議案第 26 号 町道路線の認定については、名和地内に開発された団地内道路

を新たに町道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新路線は、路線名を町道坪田団地 2 号線とし、路線延長 44m、起点を名和地内、県道旧奈和西坪線分岐点、終点を名和字下八重谷 753-10 先とします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 〇町長(竹口 大紀君)議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** 失礼します。訂正をお願いしたいと思います。

議案第 23 号の提案理由の説明で、税込み金額 5,565 万円と申し上げましたが、正しくは、5,665 万円でした。訂正させていただきます。

____.

日程第 27 議案第 27 号 ~ 日程第 41 議案第 41 号

- 〇議長(杉谷 洋一君) はい。次に、日程第 27、議案第 27 号 令和 2 年度大山町一般 会計予算から日程第 41、議案第 41 号 令和 2 年度大山町水道事業会計予算まで、計 15 件を 一括議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** 議案第27号 令和2年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

令和 2 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、108 億 8,000 万円を計上しております。これは、前年度当初予算と比較して、額にして 9 億 2,000 万円、率にして 9.2%の増となっております。

令和2年度は、町政を担わせていただくことになって4年目の集大成の予算となります。これまでの取り組みを継承しつつ、まちの強みや魅力を活かした人口減少対策や交流人口の増加に向けた取組み、地域力の向上による防災・教育・福祉の充実、広報・情報発信力の強化、ICTやAIを活用した事業の効率化などに全力で取り組んでまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それではまず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

町税の総収入は、償却資産に係る固定資産税が増となる見込みなどから、前年度に比べ 1,638 万 5,000 円増の 15 億 5,873 万 1,000 円を計上しています。

普通交付税は、いよいよ合併算定替措置がなくなる年度となりますが、幼児教育の無償化や会計年度任用職員制度にかかる措置が見込まれることもあり、前年度に比べ1,000万円減の43億1,000万円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金が順調に伸びていることを踏まえ、前年度に比べ7,075万円増の3億413万4,000円を計上しています。

繰入金は、かねてからの懸案であった中山清掃センターの解体を実施するため公共施設整備基金を取り崩すこともあり、前年度に比べ2億9,131万6,000円増の6億6,672

万1,000円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、ふるさと応援基金事業に 3 億 57 万円、下市駅南口整備事業に 736 万 3,000 円、中学生たちと大山町の未来を考える、こどもと楽しいまちプロジェクト事業 に 700 万円、公共施設を建設・管理・運営していくうえで、最適な進め方の検討を行う ため、公共施設官民連携の P P P ・ P F I 事業に 166 万円、などを計上しています。

民生費では、後期高齢者医療事業に 2 億 8,295 万 8,000 円、障害者自立支援事業に 4 億 2,575 万 7,000 円、高等学校等通学定期券購入補助や家庭保育支援給付金など子育てに係る経費等の助成を行い、子育て世代の経済負担感の軽減を図る子育て支援事業に 2,416 万 8,000 円、などを計上しています。

衛生費では、インフルエンザ予防接種の一部助成を高校生まで拡充する子どもの予防接種事業に 3,275 万 2,000 円、中山清掃センターの解体撤去事業に 2 億 4,629 万円、などを計上しています。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のため野生鳥獣被害防止事業に3,109万5,000円、畜産クラスター事業が採択された施設整備等に係る経費に対し支援を行う畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に4億5,000万円、多面的機能支払交付金事業1億4,055万6,000円、地籍調査事業に1億1,086万4,000円、などを計上しています。

商工費では、令和元年度雪不足特別対策利子補給金として 203 万 8,000 円、高校生の 教育旅行を誘致するためのプロモーションなどを行う地方創生推進事業に 186 万円、な どを計上しています。

土木費では、継続している道路改良事業のほか、町道大山口 T 大塚線改良事業に 1,120万円、町道末長妻木線改良事業に 2,100万円を新たに計上しております。

消防費では、防災対策の一環として、下市駅前水路の改修事業に 1,687 万 3,000 円、 西部広域行政管理組合負担金に 2 億 3602 万 7,000 円、などを計上しています。

教育費では、学校 I C T 支援事業に 360 万 4,000 円、オリンピック聖火リレー事業に 111 万 7,000 円、図書館の読書履歴通帳導入に 369 万 2,000 円、などを計上しております。

公債費は、平成27年28年度に借入した過疎対策事業債の元金償還が始まることなどから、14億909万6,000円を計上しています。

給与費につきましては、事項別明細書の192ページから記載してありますが、会計年度任用職員制度が開始することから、人件費といたしましては、22億 8,189万円を計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております予算の概要についてもご覧いただければと思います。

次に、議案第 28 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計予算については、基金から 生じる利子などを 11 万 5,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としており ます。

次に、議案第 29 号 令和 2 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ 1,025 万 4,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、貸付金回収は1,010万5,000円を計上しております。

次に、歳出の主な内訳として、回収した貸付金から 250 万 7,000 円を起債の償還金 へ、760 万 2,000 円を一般会計繰出金へ計上しております。

議案第30号 令和2年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、予算総額を 1,286万6,000円とするものです。

歳入の主な内訳として、管理収入 953 万 6,000 円の計量給水料を計上しております。 次に歳出の主な内訳として、修繕料 250 万円、工事請負費 300 万円、操出金 250 万 円で、予備費 73 万 2,000 円は、不測の事態に備えるものであります。

次に、議案第 31 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、予算 総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,689 万 7,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、国民健康保険税 4 億 636 万 4,000 円、国・県支出金 16 億 6,555 万 9,000 円、繰入金 1 億 9,288 万 9,000 円を計上しています。

なお、保険税率・税額については、前年所得が確定する5月に決定をします。

次に歳出の主な内訳として、保険給付費 16 億 4,540 万 3,000 円は、一人当たりの医療費が増となることを見込み前年度から 5,019 万 1,000 円の増額としています。

鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金 5 億 5,532 万 4,000 円は、過去の医療費や 所得水準等を考慮し、県が算出したものであり、3,661 万 2,000 円の増額としています。 次に、議案第 32 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、 予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,157 万 2,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、三診療所の診療収入 2 億 5,350 万 6,000 円や一般会計及び国 民健康保険特別会計からの繰入金 5,140 万 3,000 円を主なものとして計上しております。 次に歳出の主な内訳は、総務費として、職員人件費や施設管理に関する経費などを、 医業費として医薬材料代や医療機器の整備にかかる経費を計上しております。

議案第 33 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額 を、歳入歳出それぞれ 2 億 2,616 万 4,000 円とするものです。

主な内訳は、歳入として、後期高齢者保険料 1 億 5,173 万 6,000 円、一般会計繰入金 7,439 万 7,000 円、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 2,293 万 1,000 円 を計上しております。

次に、議案第 34 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計予算は、予算総額を、歳入歳出それぞれ 22 億 6,381 万 2,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 9,840 万 6,000 円、国・県支出金 8 億 6,928 万円、支払基金交付金 5 億 7,927 万 7,000 円、繰入金 3 億 3,127 万 1,000 円を計上しています。

次に、歳出の主な内訳として、保険給付費 20 億 9,982 万円、地域支援事業費 9,435 万 1,000 円、基金積立金 3,117 万 8,000 円を計上しています。

次に、議案第 35 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算については、 予算総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 8,026 万円とするものです。

歳入の主な内訳として、使用料収入 1 億 1,847 万 6,000 円、繰入金 3 億 4,483 万 2,000 円、町債 1,290 万円を計上しております。

次に歳出の主な内訳として、施設の維持管理に 1 億 3,355 万 3,000 円、公債費に 3 億 144 万 6,000 円を計上しております。

次に、議案第 36 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,744 万 2,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、使用料収入 1 億 2,040 万 5,000 円、繰入金 2 億 4,642 万 2,000 円、町債 4,420 万円を計上しております。

次に歳出の主な内訳として、施設の維持管理に1億2,434万2,000円、公債費に2億5,689万2,000円を計上しております。

次に、議案第 37 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計予算については、予算 総額を歳入歳出それぞれ 4,052 万 2,000 円とするものです。

主な内訳はとして、売電収入 3,943 万 2,000 円のほか、施設の運転、維持管理に要する経費として、施設の光熱水費、通信運搬費のほか、風車ブレードなどの施設修繕料956 万 7,000 円、施設保守点検委託料 756 万 8 選円、積立金 1,815 万 7,000 円などを計上しております。

次に、議案第 38 号 令和 2 年度大山町温泉事業特別会計予算については、予算総額 を歳入歳出それぞれ 620 万 4,000 円とするものです。

主なものは、歳入では、温泉使用料 420 万円と繰入金 199 万 6,000 円で、歳出では、 温泉館運営費として指定管理委託料 370 万円、不測の事態に備え予備費 100 万円を計上 しております。

次に、議案第 39 号 令和 2 年度大山町宅地造成事業特別会計予算については、予算 総額を歳入歳出それぞれ 2,522 万 4,000 円とするものです。

主な内訳として、歳入は財産売払収入 1,775 万 3,000 円などで、歳出はナスパルタウン購入者紹介謝礼金 150 万円、分譲地の維持管理委託料 100 万円、大山口南団地造成に係る元金償還金及び償還金利子 748 万 4,000 円などを計上しております。

次に、議案第 40 号 令和 2 年度大山町索道事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ 2,804 万 1,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、一般会計繰入金 812 万 9,000 円及び指定管理納付金 1,960 万 9,000 円を見込んだものであります。

次に歳出の主な内訳として、中の原ゲレンデ敷地使用料 1,322 万 2,000 円、各種団体・イベントへの負担金 215 万円、スキー場管理組合として行います大山スキー場 PR 事業補助金 100 万円であります。

公債費として、平成 28 年度に実施しました中の原スキーセンター屋根改修工事に伴 う起債償還金として 1,017 万を計上しております。

不測の事態に備えまして、予備費として100万円を計上いたしております。

次に、議案第 41 号 令和 2 年度大山町水道事業会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

はじめに、予算第2条業務の予定量でありますが、給水戸数5,900戸、年間総配水量 161万9,400立方メートル、一日平均給水量4,634立方メートルを予定しております。

次に、予算第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

営業収益は、水道使用料と他会計からの負担金等で 2億2,029万5,000円、営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、長期前受金戻入等で 7,296万6,000円を計上し、水道事業収益の合計を 2億9,326万1,000円としております。

営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で2億7,659万2,000円、営業外費用は、 支払利息及び企業債取扱諸費等で2,060万7,000円を計上し水道事業費用の合計を2億 9,852万9,000円としております。

次に予算第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債の借入、他会計からの出資金で1億137万8,000円、支出では建設 改良による委託料、工事請負費、企業債の償還金等で1億8,827万円としております。 以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) ここで休憩とします。再開は 11 時 15 分とします。

午前 11 時 03 分休憩

_____.

午前 11 時 15 分再開

- 〇議長(杉谷 洋一君) 再開します。
- 〇町長(竹口 大紀君) 議長。
- 〇議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** 失礼します。先ほど提案理由の説明のなかで、いくつか文言が 間違っておりましたので、修正をさせていただきたいと思います。

まず議案 13 号大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例についてですが、条例の施行を令和 2 年 4 月 1 日からと申し上げましたが、 これは交付の日からでございました。 それから議案第 27 号 令和 2 年度大山町一般会計予算のなかで、歳入の固定資産税を 15 億 5,873 万 1,000 円と申し上げましたが、正しくは、15 億 8,873 万 1,000 円、同じく一般会計予算で多面的機能支払交付金事業 1 億 3,958 万 9,000 円が正しい金額、それから同じく公債費で 14 億 933 万円が正しい金額でした。以上、訂正させていただきます。

_____.

日程第 42 議案第 42 号 ~ 日程第 53 議案第 53 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 42、議案第 42 号令和元年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号) から日程第 53、議案第 53 号 令和元年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号) まで、計 12 件を一括議題にします。

提案理由の 説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第42号 令和元年度大山町一般会計補正予算(第8号) については、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業や中山中学校大規模改修 事業などの新規計上、障害者自立支援事業や大山寺旧境内災害復旧事業の追加等により、 歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に2億1,407万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億6,666万9,000円とするものであります。

次に、議案第 43 号 令和元年度大山町土地取得特別会計補正予算(第 1 号)については、土地開発基金の土地である大山 I C工業団地内の土地貸付により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 97 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 111 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第44号 令和元年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ542万5,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を1,480万円とするものです。

歳入の主なものは県支出金、137万8,000円の増額、歳出の主なものは一般会計への 繰出金、518万2,000円の増額です。

次に、議案第 45 号 令和元年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 2 号)については、繰越金の増額と、工事請負費の減額を行い、それに伴い積立金を増額するもので、既定の歳入歳出の総額に、それぞれ 380 万 3,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,506 万 5,000 円とするものです。

次に、議案第 46 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、歳入では保険税と前年度からの繰越金の増額、歳出では基金積立金と予備費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、5,921 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 7,694 万 4,000 円とするものです。

次に、議案第 47 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2

号)については、診療報酬などの見込み減による歳入の減額や、医薬材料費などの見込み減による歳出の減額のため、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 958 万 5,000 円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 5,669 万 2,000 円とするものです。

次に、議案第 48 号 令和元年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) については、歳入では後期高齢者保険料の増額と繰入金の減額、歳出では広域連合への 負担金と後期高齢者保険料還付金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、 93 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2 億 1,877 万 7,000 円とするも のです。

次に、議案第49号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算(第5号)については、歳入では国県支出金と前年度からの繰越金の増額、歳出では予備費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、6,882万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、24億3,039万6,000円とするものです。

次に、議案第 50 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)については、主な内訳として、公営企業会計化移行に要する費用の減額と、消費税及び地方消費税の納税額が減少したことによる公課費の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,169 万 6,000 円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 3,022 万 6,000 円とするものです。

次に、議案第51号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) については、主な内訳として、長寿命化対策事業の工事請負費の減額と、消費税及び地 方消費税の納税額が減少したことによる公課費の減額が主なもので、既定の歳入歳出予 算の総額に、それぞれ3,390万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,790万 3,000円とするものです。

次に、議案第52号 令和元年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)については、土地売払収入の減額と繰越金の増額などにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ622万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,144万1,000円とするものであります。

最後に議案第53号 令和元年度大山町索道事業特別会計補正予算(第1号)については、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ888万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,146万9,000円とするものです。

これは、今シーズンの災害ともいえる記録的な雪不足により営業日数が激減したこと、 営業成績見込みの状況などにより指定管理納付金の減少が避けられないことから、営業 結果に応じて基金の取り崩しができるように準備しておくためのものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

____.

○議長(杉谷 洋一君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(杉谷 洋一君) ちょっと待って。動議?今?動議は2人おらんといけんだけど。
 [「賛成」と呼ぶ者あり]
- ○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、西尾議員と近藤議員から動議の提出がありました。 はい、西尾議員。
- ○議員(11番 西尾 寿博君) 口頭ですけど言わせてもらいます。

今ですね、今朝も全協で明日から小中が休校になります。で、私たちは説明を受けました。しかしながら、町長のほうからも、一言町民に心構えなり、今後の動向についてあるいは執行部今抱えている、知っている情報を町民の皆さんに何か仰ることはないか、これを言われたらどうですかと私は言いたいんですよ。

出なかったらこれいつ、これでチャンスがあるか分からないと、私はそう思いますがいかがですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 皆さん、先ほど西尾議員から動議の提出がありました。どうでしょうか。

よろしいですか。お諮りします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしということですので、執行のほうからじゃあ、説明を。 今日は説明だけでよろしいではないでしょうか。

ということで、簡潔明瞭でいいですので、説明お願いします。じゃ、竹口町長。

〇町長(竹口 大紀君) 失礼します。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。小中学校に関しましては、町のホームページあるいは防災無線等でもお知らせしているとおり、明日から一斉の臨時休業ということでさせていただきます。

詳細、細かいことに関しましては、直接学校関係者、保護者に伝えているところであります。ただまだ検討中のところ、流用的なところ、さまざまな情報が動きつつあるところでありますので、この放送も全町民の皆さんに情報が行き渡るとも限りませんので、本日の夜、できれば明日の朝、防災無線でしっかりした情報をお伝えしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。

と、言うことだそうですので、防災無線等をしっかり聞いていただきたいなというふう に思います。

これで、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3月4日に会議を開き、議案についての質疑と、補正予算につきましては、

質疑・討論・採決までを行いますので、定刻午前9時30分までに本議場に集合してください。

本日は これで 散会します。

______.

午前 11 時 30 分散会